

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官
(公 印 省 略)

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 88 号）が本日付けをもって公布され、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成 20 年厚生労働省告示第 61 号。以下「材料価格基準」という。）が改正されたところであるが、別表Ⅵ及びⅦに規定する特定保険医療材料料の算定については、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知は、令和元年 10 月 1 日から適用することとし、従前の「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 11 号）は、令和元年 9 月 30 日限り廃止する。

記

1 特定保険医療材料料について

特定保険医療材料料については、「特定保険医療材料の定義について」（平成 30 年 3 月 5 日保医発 0305 第 13 号。以下「定義通知」という。）の各号に規定する定義のいずれかに該当する医療機器のうち、「医療機器の保険適用等に関する取扱いについて」（平成 31 年 3 月 29 日医政発 0329 第 45 号、保発 0329 第 4 号）に規定する手続を経たものを使用した場合に限り算定できるものであり、その取扱いについては、以下によるものであること。

2 材料価格基準Ⅴに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯周組織再生材料とは、定義通知別表Ⅳに規定するものであり、歯周組織の再生を図る目的で、被覆、塗布又は充填等によって口腔内の患部に適用される材料であって、歯周組織再生誘導手術が可能なるものであること。
- (2) インプラント体、暫間装着体、スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダー

とは、定義通知別表Ⅳに規定するものであり、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して適用される材料であって、広範囲顎骨支持型装置埋入手術が可能なものであること。

3 材料価格基準の別表のⅥに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数は、別紙1に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) 歯科用コバルトクロム合金線（バー用）及び歯科用ステンレス鋼線（バー用）とは、定義通知別表V022及びV024に規定するものであり、屈曲バー用をいうものであること。
- (3) スルフォン樹脂レジン歯とは、定義通知別表V033及びV034に規定するものであり、ポリサルフォン樹脂レジン歯及びレイニング人工歯をいうものであること。
- (4) 硬質レジン歯とは、定義通知別表V035及びV036に規定するものであり、一般的名称が「硬質レジン歯」であり、かつ、2層又は3層構造を有し、エナメル質部の硬さが21HV0.2以上のレジン歯をいうものであること。
- (5) 義歯床用熱可塑性樹脂とは、定義通知別表V045に規定するものであり、熱可塑性を有する、義歯床用ポリエーテルサルホン樹脂、義歯床用ポリサルフォン樹脂、義歯床用ポリカーボネート樹脂、アクリリック樹脂及びポリエステル樹脂であって、当該材料により作製された有床義歯が臨床上使用できる強度を有しているものであること。
- (6) 歯科用合着・接着材料Ⅰとは、定義通知別表V046に規定するものであり、接着性レジンセメント及びガラスアイオノマー系レジンセメントをいうものであること。
- (7) 歯科用合着・接着材料Ⅱとは、定義通知別表V047に規定するものであり、ガラスアイオノマーセメント及びシアノアクリレート系セメントをいうものであること。
- (8) 歯科用合着・接着材料Ⅲとは、定義通知別表V048に規定するものであり、歯科用磷酸亜鉛セメント、ハイボンド磷酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント及び仮着用セメントをいうものであること。
- (9) 歯科充填用材料Ⅰとは、定義通知別表V049に規定するものであり、光重合型複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及び光重合型充填用レジン強化ガラスアイオノマー並びに初期う蝕小窩裂溝充填塞材で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (10) 歯科充填用材料Ⅰ・複合レジン系の特定保険医療材料には、フィラーの含有量によらず、高分子系の初期う蝕小窩裂溝充填塞材が含まれること。
- (11) 歯科充填用材料Ⅱとは、定義通知別表V050に規定するものであり、複合レジン（充填用・硬化後フィラー60%以上）及びガラスアイオノマーセメント（充填用）で、粉末と液及びペーストをいうものであること。
- (12) 歯科充填用材料Ⅲとは、定義通知別表V051に規定するものであり、歯科用硅酸セメント、硅磷酸セメント及び歯科充填用即時硬化レジンを用いるものであること。
- (13) 複合レジン築造用とは、定義通知別表V052に規定するものであり、歯科充填用コンポジットレジン（支台築造用・硬化後フィラー60%以上）で、粉末、液及びペーストをいうものであること。
- (14) スクリューポストとは、定義通知別表V057に規定するものであり、支台築造用に用いるスクリーン型の合釘をいうものであること。
- (15) ファイバーポストとは、定義通知別表V059に規定するものであり、支台築造用に用いるガラス繊維を68%以上含有する合釘をいうものであること。
- (16) スクリュー、アバットメント、アタッチメント及びシリンダーとは、定義通知別表Vに規定するものであり、広範囲な顎骨欠損等の特殊な症例に対して適用される材料であって、広範囲顎骨支持型補綴が可能なものであること。
- (17) その他の金属とは、銀合金及びニッケルクロム合金をいうものであること。
- (18) その他の特定保険医療材料の算定については、昭和43年6月26日保険発第30号の2の通知によること。

4 材料価格基準の別表のⅦに規定する特定保険医療材料について

- (1) 歯科矯正に係る材料料点数は、別紙2に示すものを標準として算定する取扱いであること。
- (2) その他の1と共通の項目については1と同様であること。

5 経過措置

次に掲げる区分については、令和2年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。ただし、M021 線鉤、M021-2 コンビネーション鉤、M023 バー及びN020 鉤については、定義通知別表V017に規定する歯科鑄造用ニッケルクロム合金 鉤・バー用又は定義通知別表V019及びVI021に規定する歯科用ニッケルクロム合金線 鉤用を使用する場合に限る。

(別紙1)

M010 金属歯冠修復（1個につき）

3 鑄造用ニッケルクロム合金

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鑄造ポンティック

(2) ニッケルクロム合金

2 レジン前装金属ポンティック

(2) ニッケルクロム合金を用いた場合

M020 鑄造鉤（1個につき）

3 鑄造用ニッケルクロム合金

M021 線鉤（1個につき）

1 不銹鋼及び特殊鋼

M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）

2 鑄造鉤に鑄造用ニッケルクロム合金又は鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

M023 バー（1個につき）

1 鑄造バー

(2) 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金

(別紙2)

N020 鉤（1個につき）

1 簡単なもの

不銹鋼及び特殊鋼

2 困難なもの

不銹鋼及び特殊鋼

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 70 点
- ロ 小白歯・前歯 44 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 91 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III

4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
 - a 標準型 17 点
 - b 自動練和型 17 点
- ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10 点
 - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II

12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン

4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 11点
 - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 10点
 - b 複雑なもの 26点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 10点
 - b 複雑なもの 26点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
 - イ 単純なもの 4点
 - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
 - イ 標準型
 - a 単純なもの 4点
 - b 複雑なもの 10点
 - ロ 自動練和型
 - a 単純なもの 4点
 - b 複雑なもの 10点

3 歯科充填用材料 III 2点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
 - 複雑なもの 729点
- (2) 4分の3冠 911点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大白歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 201点
 - b 複雑なもの 372点
 - ロ 5分の4冠 468点
 - ハ 全部金属冠 590点
- (2) 小白歯・前歯
 - イ インレー
 - a 単純なもの 137点
 - b 複雑なもの 273点
 - ロ 4分の3冠 337点
 - ハ 5分の4冠 337点
 - ニ 全部金属冠 422点

3 鋳造用ニッケルクロム合金

- (1) 大白歯

イ	インレー	
a	単純なもの	4点
b	複雑なもの	4点
ロ	5分の4冠	8点
ハ	全部金属冠	10点
(2)	小臼歯・前歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	4点
b	複雑なもの	4点
ロ	4分の3冠	6点
ハ	5分の4冠	6点
ニ	全部金属冠	8点
4	銀合金	
(1)	大臼歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	19点
b	複雑なもの	34点
ロ	5分の4冠	44点
ハ	全部金属冠	54点
(2)	小臼歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	12点
b	複雑なもの	25点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	31点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	31点
ニ	全部金属冠	40点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	526点
2	鋳造用ニッケルクロム合金を用いた場合	17点
3	銀合金を用いた場合	87点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29点
(2)	複雑なもの	40点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	200点
M015-2	CAD/CAM冠（1歯につき）	
1	CAD/CAM冠用材料（Ⅰ）	289点
2	CAD/CAM冠用材料（Ⅱ）	533点
	注 CAD/CAM冠用材料（Ⅱ）を小臼歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料（Ⅰ）により算定する。	

M016	乳歯冠（1歯につき）	
1	乳歯金属冠	30点
2	その他の場合 乳歯に対してジャケット冠を装着する場合 〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕 1歯につき	2点
3	永久歯金属冠	30点
M017	ポンティック（1歯につき）	
1	鑄造ポンティック	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	679点
ロ	小白歯	551点
(2)	銀合金又はニッケルクロム合金 大白歯・小白歯	44点
2	レジン前装金属ポンティック	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	
イ	前歯	408点
ロ	小白歯	551点
ハ	大白歯	679点
(2)	銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合	
イ	前歯	56点
ロ	小白歯	56点
ハ	大白歯	56点
M017-2	高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）	1,629点
M018	有床義歯 〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1歯から4歯まで	2点
(2)	5歯から8歯まで	3点
(3)	9歯から11歯まで	5点
(4)	12歯から14歯まで	7点
2	総義歯（1顎につき）	10点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき） 〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕 熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	39点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
イ	大・小白歯	965点
ロ	犬歯・小白歯	785点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
イ	大白歯	785点
ロ	犬歯・小白歯	603点
ハ	前歯（切歯）	464点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	

(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	543 点
ロ 犬歯・小白歯	424 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	373 点
ロ 犬歯・小白歯	324 点
ハ 前歯（切歯）	300 点
3 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	9 点
2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	470 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	364 点
M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）	
1 鑄造鉤に金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	194 点
(2) 犬歯・小白歯	206 点
(3) 大白歯	230 点
2 鑄造鉤に鑄造用ニッケルクロム合金又は鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	46 点
(2) 犬歯・小白歯	46 点
(3) 大白歯	46 点
M023 バー（1個につき）	
1 鑄造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	870 点
(2) 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	18 点
2 屈曲バー	
不銹鋼及び特殊鋼	39 点
M030 有床義歯内面適合法	
軟質材料を用いる場合（1顎につき）	
1 シリコーン系	177 点
2 アクリル系	100 点

(別紙2)

材料料

N008 装着

- 1 帯環 (1個につき)
 - (1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ
イ レジン系
 - a 標準型 17点
 - b 自動練和型 17点
 - ロ グラスアイオノマー系
 - a 標準型 10点
 - b 自動練和型 12点
 - (2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12点
 - (3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4点
- 2 ダイレクトボンドブラケット (1個につき)
ダイレクトボンド用ボンディング材料 6点

N008-2 植立 (1本につき)

歯科矯正用アンカースクリュー 378点

N012 床装置 (1装置につき) 15点

N013 リトラクター (1装置につき) 580点

N014 プロトラクター (1装置につき) 1,224点

N015 拡大装置 (1装置につき)

- 1 床拡大装置 130点
- 2 ポータータイプ (装着材料料との合計により算定する。) 14点
- 3 スケルトンタイプ (装着材料料との合計により算定する。) 237点

N016 アクチバトール (FKO) (1装置につき)

- 1 アクチバトール 19点
- 2 ダイナミックポジショナー 40点

N017 リンガルアーチ (1装置につき) 231点

N018 マルチブラケット (1装置につき)

- 1 矯正用線 (丸型) 17点
- 2 矯正用線 (角型) 12点
- 3 矯正用線 (特殊丸型) 19点
- 4 矯正用線 (特殊角型) 23点
- 5 超弾性矯正用線 (丸型及び角型) 27点

N019 保定装置 (1装置につき)

- 1 プレートタイプリテーナー 15点
- 2 メタルリテーナー 113点
- 3 スプリングリテーナー 14点
- 4 リンガルアーチ 231点
- 5 リンガルバー
不銹鋼及び特殊鋼 47点
- 6 ツースポジショナー 40点
- 7 フィクストリテーナー 49点

N020 鉤 (1個につき)

1	簡単なもの	
	不銹鋼及び特殊鋼	8点
2	困難なもの	
	不銹鋼及び特殊鋼	15点
N021	帯環（1個につき）	
1	帯環のみ	
	(1) 前歯	16点
	(2) 犬歯・臼歯	18点
2	ブラケット付帯	
	(1) 前歯	35点
	(2) 犬歯・臼歯	37点
3	チューブ付帯環	
	臼歯	62点
N022	ダイレクトボンド用ブラケット（1個につき）	30点
N024	弾線（1本につき）	5点
N025	トルキングアーチ（1本につき）	23点